

第 1 1 回 未来を拓く新たな茨城づくり
調査特別委員会資料

1 新たな県総合計画について
(4) 最終提言への対応状況

令和 8 年 3 月 2 3 日 (月)

**未来を拓く新たな茨城づくり調査特別委員会
最終提言への対応状況について**

最 終 提 言	対 応 状 況
新たな県総合計画策定における基本的な考え方	
1 県民が共感し、誰もが幸せを実感できる計画	
<p>○ 県の総合計画は、県の将来ビジョンを示し、県民が自分たちの未来を切り拓いていくための指針となるものである。</p> <p>これまでの取組の成果を基盤としながら、県民が共感し、県民誰もが幸せを実感できるような施策を盛り込んだ計画にしていく必要がある。</p>	<p>P18 第1部 将来構想 第3章 茨城の将来像 第1項 基本理念</p> <p>P30 第2部 計画推進の基本方針 1 県民幸福度No. 1への挑戦</p> <p>P35 第3部 基本計画 第1章 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3次県総合計画においては、基本理念として引き続き「活力があり、県民が日本一幸せな県」を掲げ、本県の将来像として、「豊かで経済力のある社会」を構築することにより、「安心安全につながる生活基盤」が確保されるとともに、全ての礎となる「多様な人財が活躍できる社会」が実現している姿を示している。 また、県民の皆様が、未来に希望を持つことができ、自身のかなえたい夢に向かって挑戦を続けられることを幸せと考えており、基本理念の実現に向け、4つのチャレンジを柱とした政策・施策展開を図っていくうえで、幸せを実感できる環境づくりを進めるなどの観点から取り組んでいくこととしている。
2 人口減少下における戦略的な施策展開	
<p>○ 日本の人口は減少局面を迎えている。国や各自治体ではこれまで様々な人口減少対策を実施してきたが、本質的な緩和策になっているとはいえない。</p> <p>私たちは、当面、人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、そのような状況下でも持続可能で活力ある社会を作っていかなければならない。</p> <p>そこで、次期計画においては、人口減少の進行を少しでも緩和させるための取組に加え、人口減少社会にあっても、様々な創意工夫により社会が機能し、県民が安心して暮らしていける適応策についても考慮した、戦略的な施策展開をしていく必要がある。</p>	<p>P6 第1部 第1章 第1項 時代の潮流 第1節 加速する人口減少や超高齢社会への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少に伴う様々な課題を乗り越え、国内外から多くの人々を呼び込み、選ばれる地域となるよう、産業の競争力強化や「人財」への投資を進め、豊かで経済力のある社会を構築することにより、安心安全につながる生活基盤を確保していくことについて記載 <p>P19 第1部 第3章 第2項 茨城のグランドデザイン（2050年頃）</p> <ul style="list-style-type: none"> 急速に進む人口減少など、本県を取り巻く環境の大きな変化にも適応した本県の将来像について記載 <p>P30 第2部 計画推進の基本方針 3 未来を展望した政策展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の特性や強みを活かし、潜在力を最大限に引き出し、未来を見据えた政策を展開することや、急激な人口減少による影響や課題の解決を図るため、「スピード感」を持って政策を推進することについて記載
3 地域の特性を活かした発展	
<p>○ 県全体を俯瞰してみると、県南・県西地域はTX沿線地域の発展や工業団地への企業の立地、圏央道の整備などにより、一部の地域で人口の増加も見られるが、県北6市町では人口減少・高齢化の進行が著しいことから、県北地域の活性化に向けた</p>	<p>P22 第1部 第3章 第3項 地域づくりの基本方向 （2）各地域の特色を踏まえた地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 地理的条件、産業分野及び観光資源などの特徴や魅力を活かし、創意工夫しながら、分野横断・地域連携・産業間連携により、地域の活性化を

<p>取組を一層加速させる必要がある。</p> <p>現計画に掲げられている「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現には、県民が県内どこに住んでいても、それを享受できることが重要である。そのためにも、各地域の現状を把握し、地域の特性を活かした発展に向けて取り組んでいく必要がある。</p>	<p>図り、持続可能な地域づくりを進めることについて記載</p> <p>P32 クローズアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の政策を掘り下げる視点から設けた「クローズアップ」の項目の1つとして、「県北振興」を取り上げ、目指す方向性やチャレンジプランに基づき推進する取組について記載。
<p>4 多様性を尊重し、県民誰もが安心して暮らせる社会の実現</p>	
<p>○ 県ではこれまで、優秀な外国人材の確保・育成に力を入れてきており、県内に住む外国人の数も年々増加している。</p> <p>一方で、文化や習慣の違いによる誤解や摩擦が生じるなど、外国人を取り巻く様々な課題も出てきており、それに対応していく必要がある。</p> <p>今後ますます外国人の受入れ増加が想定される中、外国人との共生に向けては、私たち日本人が多様性を尊重するとともに、相互理解を深め、信頼関係を築いていけるよう、お互いが安心して暮らせる仕組みづくりを進めていく必要がある。</p>	<p>P8 第1部 第1章 第1項 時代の潮流</p> <p>第4節 多様性を力に変える社会の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様性を受け入れ、力に変える社会の実現について記載 ・県内在住の外国人が社会のルールのもと、地域社会に溶け込み、安心して働き、暮らせる環境づくりを進めることについて記載 ・多様な人々が共に支え合い、地域の発展に貢献できる社会を目指すことについて記載 <p>P67～68 第3部 政策15 外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会</p> <p>施策(1) 外国「人財」が共に活躍できる就労環境の充実 主な取組①、③～⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外国『人財』が共に活躍できる就労環境の充実」を施策として位置付け、受入環境整備に係る企業への意識啓発や適正雇用の促進等の取組について記載 <p>P68 第3部 政策15 外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会</p> <p>施策(2) 外国「人財」が共に安心して生活できる環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外国『人財』が共に安心して生活できる環境の充実」を施策として位置付け、母語による相談・支援体制の充実や外国人児童生徒の日本語学習支援のほか、社会のルールの啓発など秩序ある共生社会の実現に向けた環境づくりの取組について記載 <p>P55 第3部 政策9 安心して暮らせる社会</p> <p>施策(3) 犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり</p> <p>主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の安心安全を確保するため、外国人犯罪組織等を社会から根絶する取組を推進するとともに、外国人の不法就労・不法滞在の取締りを強化することについて記載 <p>P57 第3部 政策10 災害・危機に強い県づくり</p> <p>施策(1) 災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化 主な取組⑫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に情報弱者となりやすい在住外国人等の支援のため、各支援団体との連携や多言語による情報提供などの情報伝達体制づくりに取り組むことについて記載 <p>P60 第3部 政策11 次世代を担う「人財」</p> <p>施策(2) 新しい時代に求められる能力の育成 主な取組②</p>

	<p>P68 第3部 政策15 外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会 施策(1) 外国「人財」が共に活躍できる就労環境の充実 主な取組⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の外国人材の授業での活用や、外国人学生との交流機会を生かすことにより、異文化理解を深める国際教育を推進することについて記載 <p>P65 第3部 政策14 多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会 施策(1) 多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会の実現 主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国籍等に関わりなく、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できるダイバーシティ社会の実現のため、関係機関等と連携し、県民や企業の理解を深める啓発活動を推進することについて記載 <p>P73 第3部 政策17 ビジット茨城～新観光創生～ 施策(2) インバウンド誘客の促進 主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の良好な生活環境を確保しつつ、互いの文化を尊重しながら外国人観光客の受入環境の向上に取り組むことについて記載
--	--

重点的に取り組むべき事項

I 計画策定全般に関する事項

<p><進むべき方向性を明確にした計画の策定></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次期総合計画の策定に当たっては、強みと弱みを分析し、弱い部分は改善し、強い部分は伸ばすという視点のもと、県が目指すべき方向性を明確に示す必要がある。 	<p>P30 第2部 計画推進の基本方針</p> <p style="padding-left: 20px;">1 県民幸福度No. 1への挑戦 3 未来を展望した政策展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強みを更に伸ばし、弱みを克服することにより、県民幸福度No. 1を目指すことや、地域の特性や強みを活かし、潜在力を最大限引き出すとともに、未来を見据えた政策を展開することについて記載
<p><計画の構造的改善></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次期計画の策定に当たっては、現計画の4つのチャレンジの定義を改めて確認するとともに、政策、施策、取組、指標に一貫性を持たせる必要がある。 <p>また、指標については、選定理由や数値目標の根拠についてよく整理した上で設定する必要がある。</p>	<p>P35 第3部 第1章 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「挑戦する政策」では、現状と課題を整理したうえで、「政策」を構成する合計51の「施策」を設けており、各施策では、計画期間(2026～2029年度)に県が進める「主な取組」を示していることについて記載 ・政策・施策の目指すべき水準を分かりやすく示すため、合計77項目の数値目標(主要指標の目標)を設定し、政策・施策の成果等を毎年度分析・評価する基準とすることについて記載 ・数値目標については、巻末の「参考資料」において、「指標が示すもの」、「現状値」、「目標値の設定の考え方」等を示している。 <p>P99～102 【参考資料】主要指標一覧(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指標が示すもの」、「現状値」、「目標値の設定の考え方」等について記載

<p><分かりやすく、効果的な数値目標の設定></p> <p>○ 数値目標については、現状と課題の分析や社会情勢等を踏まえ、しっかりとしたK P Iを設け、県民が分かりやすく、効果的な指標を設定する必要がある。</p> <p>特に、現計画で目標が達成できていない指標については、その要因を明らかにした上で、適切な目標設定を行い、施策を推進していく必要がある。</p>	<p>P35 第3部 第1章 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「挑戦する政策」では、現状と課題を整理したうえで、「政策」を構成する合計51の「施策」を設けており、各施策では、計画期間（2026～2029年度）に県が進める「主な取組」を示していることについて記載 ・政策・施策の目指すべき水準を分かりやすく示すため、合計77項目の数値目標（主要指標の目標）を設定し、政策・施策の成果等を毎年度分析・評価する基準とすることについて記載 ・数値目標については、巻末「参考資料」において、「指標が示すもの」、「現状値」、「目標値の設定の考え方」等を示している。 <p>P99～102 【参考資料】主要指標一覧（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指標が示すもの」、「現状値」、「目標値の設定の考え方」等について記載
<p><いばらき幸福度指標の認知度向上></p> <p>○ いばらき幸福度指標は、抽象的な概念である「幸福」を見える化し、県の政策に活かしていくという取組であり、画期的なものである。こうした取組が全国で展開されるよう、他県にも積極的に情報発信するとともに、県民の認知度向上にも取り組む必要がある。</p>	<p>P9 第1部 第1章 第1項 時代の潮流</p> <p>第7節 多様な価値観が存在する社会における「幸福」の追求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では、「県民一人ひとりが未来に希望を持つことができ、自身のなりたい自分像に向かって一歩でも二歩でも近づいていけるよう、挑戦を続けられること」を幸せと考え、そのような環境の整備・充実状況を把握するため、「いばらき幸福度指標」を導入していることについて記載 ・今後も「いばらき幸福度指標」を活用し、本県の豊かさや暮らしやすさを実感していただけるよう、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた取組を強化することについて記載 <p>P30 第2部 計画推進の基本方針</p> <p>1 県民幸福度N o. 1への挑戦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幸せの実現に向けた様々な取組を踏まえ、環境の整備・充実状況を「いばらき幸福度指標」に基づいて把握することについて記載 ・これらの取組について、全国知事会「先進政策バンク」への登録を通じて他県への情報発信や県民の認知度向上に取り組む
<p><多様性社会の実現に向けた幅広い意見聴取></p> <p>○ 多様性社会の実現に向けては、一人一人が様々な違いがある個人として尊重され、誰もがその人らしく活躍していくために必要な環境を整えていく必要がある。そこで、次期計画の策定に当たっては、様々な立場の県民から幅広く意見を聴取し、計画に反映していく必要がある。</p>	<p>P94～95 参考資料 3 各種調査等を通じた県民や市町村等の意見の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットアンケートやパブリックコメント、若者・外国籍の方・女性との意見交換、市町村意向調査等により様々な立場の県民から幅広く意見を聴取し、その概要について記載
<p><計画の効果的な周知></p> <p>○ 県政の方向性を県民と共有し、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて共に挑戦していくためには、県民が総合計画の内容をしっかりと理解し、自分ごととして捉えてもらう必要がある。そこで、総合計画を分かりやすく簡単に説明した冊子等を配布するなど、周知方法を工夫する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画を分かりやすく説明するパンフレットなどを作成することとしており、学校や図書館等に配布することにより周知を行っていく。

II 「挑戦する県庁」 への変革	
1 挑戦できる体制づくり	
<p><デジタル化社会にも求められる県職員の接遇の重要性></p> <p>○ デジタル化が進展する中であっても、県民本位の行政サービスを提供するにあたり、職員のマナーの遵守や服務規律の徹底は重要であり、県民サービスの向上や業務の円滑な遂行のため、職員研修の充実等を通じて職員の接遇を向上させる必要がある。</p>	<p>P84 第4部 「挑戦する県庁」 への変革 第2章 I 挑戦できる体制づくり 政策1 「人財」 育成と実行力のある組織づくり 施策(1) 失敗を恐れずに挑戦する多様な「人財」の育成と確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間の知見を活用した職員研修の充実を推進することについて記載
<p><インターンシップ参加者の意見を踏まえた人材確保策の検討></p> <p>○ 人口減少等に伴い、県職員採用試験の受験者数も減少傾向にある中で、県行政に高い関心を持つインターンシップ参加者の意見を県職員採用に向けた取組に結び付けることなどにより、県職員採用試験の受験者数の増加につなげるなど、意欲ある人材の確保に向けた取組を強化する必要がある。</p>	<p>P85 第4部 「挑戦する県庁」 への変革 第2章 I 挑戦できる体制づくり 政策1 「人財」 育成と実行力のある組織づくり 施策(1) 失敗を恐れずに挑戦する多様な「人財」の育成と確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な試験方法を工夫することや県職員志望者の確保対策を推進することについて記載
<p><県職員の処遇改善></p> <p>○ 人口減少下で人材の確保が課題となってきたが、県としては、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、県職員がやりがいを持って職務に邁進できるよう、職員の処遇改善を進めていく必要がある。</p>	<p>P84～85 第4部 「挑戦する県庁」 への変革 第2章 I 挑戦できる体制づくり 政策1 「人財」 育成と実行力のある組織づくり 施策(1) 失敗を恐れずに挑戦する多様な「人財」の育成と確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の能力や適性を把握し、任用や給与上の処遇、職員の能力向上に活用するため、人事評価制度の効果的な運用を図ることについて記載 ・社会経済情勢の変化に即応し、多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくため、その時々課題に応じた専門知識を有するなど多様な人材や、新たな発想で積極的に挑戦できる強い使命感を持つ若手人材等の確保に努めることについて記載し、主な推進方策の1つとして、給与などの処遇の改善を位置付け
<p><長期的な視野に立った教員採用></p> <p>○ 教員の多忙化などを要因として、教員志願者の確保が全国的な課題となっている。</p> <p>教員採用試験の改革により優秀な教員の採用に努めるとともに、今後の人口動態を見据え、平準化を図りながら計画的な教員採用を行っていく必要がある。</p>	<p>P85 第4部 「挑戦する県庁」 への変革 第2章 I 挑戦できる体制づくり 政策1 「人財」 育成と実行力のある組織づくり 施策(1) 失敗を恐れずに挑戦する多様な「人財」の育成と確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会経済情勢の変化に即応し、多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくため、その時々課題に応じた専門知識を有するなど多様な人材や、新たな発想で積極的に挑戦できる強い使命感を持つ若手人材等の確保に努めることについて記載し、主な推進方策の1つとして、教員選考試験の見直しによる人財確保を位置付け
<p><県庁全体でのDX推進></p> <p>○ DXを県庁全体で推進していくため、次期総合計画ではDX推進に向けた方向性を示し、職員が共通認識を持って取り組んでいく必要がある。</p> <p>また、「オンラインで全ての手続きができる自治体数」の増加に向けた具体的な進め方についても、計画で示していく必要がある。</p>	<p>P85 第4部 「挑戦する県庁」 への変革 第2章 I 挑戦できる体制づくり 政策2 スマート自治体の実現に向けたデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「スマート自治体」の実現に向けて、県庁業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進し、職員が真に県民や県政発展のための

	<p>必要な仕事に注力できるよう業務改革や人財の育成に取り組むとともに、県民サービスの充実を図ることについて記載</p> <p><目指すスマート自治体像></p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用し、業務プロセスを抜本的に見直すことで、職員が効果的かつ効率的に仕事に取り組み、県民のためにより価値のある行政サービスを将来にわたり持続可能な形で提供できる自治体 ・県民があらゆる行政手続をいつでもどこでもオンラインでできる自治体 <p>P77 第3部 政策 19 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</p> <p>施策(2) スマート自治体の実現に向けた取組の推進</p> <p>主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の行政手続のオンライン化・業務効率化等を推進することについて記載 <p>主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁業務の更なる効率化を図るため、新しいデジタル技術を活用した業務改革をこれまで以上に進めることについて記載 <p>主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI等のデジタル技術を活用した新たな行政サービスの創出や業務改革を推進するため、県職員のデジタル技術に関する知見向上を図り、政策形成をけん引する人材を育成することについて記載
<p><生成AIの効果的な活用></p> <p>○ 生成AIの導入は、職員の日常業務における情報収集や文章作成などの業務の効率化に大きな変革を与えている。</p> <p>生成AIは業務支援のための道具であり、その使い方や、人と人とのコミュニケーションの重要性を再認識しながら効果的な活用を図るとともに、その活用方法を職員不足に悩む市町村にも横展開し、業務改善などに役立てていく必要がある。</p>	<p>P86 第4部 「挑戦する県庁」への変革</p> <p>第2章 I 挑戦できる体制づくり</p> <p>政策2 スマート自治体の実現に向けたデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</p> <p>施策(1) 県庁DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生成AI等のデジタル技術の積極的な活用を推進することについて記載 <p>P77 第3部 政策 19 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</p> <p>施策(2) スマート自治体の実現に向けた取組の推進</p> <p>主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生成AI等のデジタル技術の積極的な活用を推進することについて記載 <p>主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI等のデジタル技術を活用した新たな行政サービスの創出や業務改革を推進するため、県職員のデジタル技術に関する知見向上を図り、政策形成をけん引する人材を育成することについて記載
<p><行政手続のキャッシュレス化の推進></p> <p>○ 各種手数料等のキャッシュレス決済の導入が進んできたが、まだ実現に至っていない手続もある。県民サービスの向上や業務の効率化を図るた</p>	<p>P86 第4部 「挑戦する県庁」への変革</p> <p>第2章 I 挑戦できる体制づくり</p> <p>政策2 スマート自治体の実現に向けたデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</p>

<p>め、引き続き行政手続のキャッシュレス化に向け、取組を進める必要がある。</p>	<p>施策(2) DXによる県民の利便性向上 ・キャッシュレスを推進することについて記載</p>
<p>＜働き方改革の更なる推進＞</p> <p>○ 県民サービス向上のためには、職員が心身ともに健康で、意欲を持って仕事ができる環境の整備が重要であり、働き方改革を推進していくことに加え、非管理職・管理職を問わず、全ての職員について、長時間労働による健康被害を未然に防止するための方策などに取り組む必要がある。</p> <p>○ 働きやすい職場環境は、職員の心理的安全性の確保や離職防止にもつながる。職員の意見も取り入れながら、更なる勤務環境の改善等を図る必要がある。</p>	<p>P86 第4部 「挑戦する県庁」への変革 第2章 I 挑戦できる体制づくり 政策3 働き方改革の推進 施策 職員が意欲を持って仕事ができる環境づくり</p> <p>・多様で柔軟な働き方が選択できる環境を整備することにより、職員のワーク・ライフ・バランスを確保するとともに、相談しやすい体制の充実を図りながら、健康管理を強化し、職員が前向きに、意欲を持って挑戦できる勤務環境づくりを推進することについて記載し、主な推進方策の1つとして、時間外労働の縮減等総労働時間の短縮を位置付け</p>
<p>＜男性職員の育児参加促進のための環境づくり＞</p> <p>○ 職員の仕事と子育ての両立を図るためには、女性に偏りがちな育児について男性職員の参加促進を図る必要がある、そのためには、男性職員が育児休業を取得しやすい環境づくりにより一層取り組む必要がある。</p> <p>○ 男性の育児参加の促進に向け、配偶者の妊娠や出産・育児に係る男性職員の休暇制度の周知や、休暇を取得しやすい組織風土を確立していく必要がある。</p>	<p>P86 第4部 「挑戦する県庁」への変革 第2章 I 挑戦できる体制づくり 政策3 働き方改革の推進 施策 職員が意欲を持って仕事ができる環境づくり</p> <p>・多様で柔軟な働き方が選択できる環境を整備することにより、職員のワーク・ライフ・バランスを確保していくことを記載し、主な推進方策として、男性職員の育児参画促進を位置付け</p>
<p>＜市町村との連携強化＞</p> <p>○ 市町村と県とは、対等・協力の関係のもと、前者は基礎自治体として、後者は広域自治体として、それぞれの役割を果たしている。 多様化・複雑化する行政課題の解決を図るため、市町村との適切な役割分担を踏まえながら、更に連携を強化していく必要がある。</p>	<p>P30 第2部 計画推進の基本方針 2 県民の皆様とともに挑戦する「新しい茨城」づくり</p> <p>・市町村など多様な主体との緊密な連携のもと、「新しい茨城」づくりに挑戦することについて記載</p> <p>P87 第4部 「挑戦する県庁」への変革 第2章 I 挑戦できる体制づくり 政策4 多様な主体と連携した県政運営 施策 多様な主体と連携した県政運営</p> <p>・人口減少下にあって、多様化・複雑化する行政課題の解決を図るとともに、行政サービスを持続的かつ効果的に提供していくため、市町村との適切な役割分担を踏まえながら、連携・協力を推進することについて記載</p>
<p>2 未来志向の財政運営</p>	
<p>＜EBPMの推進＞</p> <p>○ 限られた財源の中で、県民サービスの向上を図り、本県をさらに飛躍させるためには、政策形成から実行プロセス全体が見える化し、より効果的で実効性のある政策に予算を投入する、選択と集中が求められる。</p> <p>そこで、地域の課題をデータから把握し、その解決策を考え、政策を実行し、そして成果を評価する、EBPMに基づく政策立案を推進していく必要がある。</p>	<p>P31 第2部 計画推進の基本方針 5 目標実現に向けた政策の効果検証・改善の徹底</p> <p>・PDCAサイクルを確実に回して政策の効果検証を適宜実施し、年度単位にこだわらず、改善方策を政策・事業・予算に反映させ、目標の早期実現にチャレンジすることについて記載</p> <p>P87 第4部 「挑戦する県庁」への変革 第2章 I 挑戦できる体制づくり 政策3 働き方改革の推進 施策 職員が意欲を持って仕事ができる環境づくり</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・非効率な事務や事業効果が低くなった事業の見直しに不断に取り組むなど、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することで、人員や財源の「選択と集中」を図ることについて記載し、主な推進方策の1つとして、証拠に基づくPDCAサイクルの徹底を位置付け <p>P88 第4部 「挑戦する県庁」への変革 第2章 II 未来志向の財政運営 政策1 戦略的な予算編成と健全な財政構造の確立 施策(1) 「選択と集中」による戦略的な予算編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真に必要な事業に積極果敢に挑戦するため、施策の進捗状況や効果の検証に不断に取り組み、改善方策を予算に反映させるなど、事務事業の見直しを徹底し、コスト削減や事業の効率化を図ることや、予算の執行段階でも無駄を省き、効率的な執行を徹底することについて記載し、主な推進方策の1つとして、証拠に基づくPDCAサイクルの徹底を位置付け
<p>＜長期的視点に立った財政運営＞</p> <p>○ 人口減少社会においても県の財政を持続可能なものにしていくため、県総合計画の将来展望時期としている2050年頃を見据え、社会構造の変化を捉えつつ、長期的な視点に立った財政運営を行っていく必要がある。</p>	<p>P88 第4部 「挑戦する県庁」への変革 第2章 II 未来志向の財政運営 政策1 戦略的な予算編成と健全な財政構造の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来世代の受益につながる事業に大胆に取り組むとともに、スクラップ・アンド・ビルドの徹底などにより限られた財源の有効活用を図り、本県が将来にわたって発展していくための健全な財政構造を確立することについて記載
<p>＜市町村連携等による県税収入の確保＞</p> <p>○ 税の公平・公正性を確保するため、滞納の未然防止のための納期内納付の推進や滞納整理を通じて、県税の徴収率の向上を図り、県税収入の確保に努める必要がある。</p> <p>また、市町村との連携を図りながら、効果的な滞納整理を行っていく必要がある。</p>	<p>P88 第4部 「挑戦する県庁」への変革 第2章 II 未来志向の財政運営 政策1 戦略的な予算編成と健全な財政構造の確立 施策(2) 将来にわたって発展可能な健全な財政構造の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納の未然防止のための納期内納付の推進や、滞納整理を通じて税の公平・公正性の確保を図ることにより、県税収入の確保に努めるとともに、市町村との連携を図りながら、効果的な滞納整理を行っていくことについて記載
<p>＜効率的かつ安全な基金運用＞</p> <p>○ 今後の経済動向により金利の変動が予想される中、運用益の確保に向けては運用機会を逸さないように努めるとともに、基金の財源は税金であることを念頭に、安全性を確保した資金運用を進める必要がある。</p>	<p>P88 第4部 「挑戦する県庁」への変革 第2章 II 未来志向の財政運営 政策1 戦略的な予算編成と健全な財政構造の確立 施策(2) 将来にわたって発展可能な健全な財政構造の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定的な資金調達と金利変動リスクの抑制を図るとともに、金利負担の軽減や運用益の確保に向けて、資金管理の効率化等を徹底することについて記載し、主な推進方策の1つとして、安全性を最優先とした資金運用管理の効率化を位置付け

Ⅲ 新しい豊かさ	
1 産業政策全般	
<p><地域特性を活かした産業政策></p> <p>○ 次期総合計画においては、各地域の地域特性に応じた県土発展の姿を示す必要がある。</p> <p>産業振興においては、本県の地理的条件や社会経済の結びつきなどを踏まえ、どの地域も同じような成長や発展を目指すのではなく、県民が希望を持てるよう、市町村の意向なども勘案しながら実施していく必要がある。</p>	<p>P22 第1部 第3章 第3項 地域づくりの基本方向 (2) 各地域の特色を踏まえた地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会構造が大きく変化する中、地域が置かれている状況や地域資源の特性をしっかりと捉え、各地域の持つ強みを伸ばし、弱みを克服する施策を講じることの重要性や、地理的条件、産業分野及び観光資源などの特徴や魅力を活かし、創意工夫しながら、分野横断・地域連携・産業間連携により、地域の活性化を図り、持続可能な地域づくりを進めることについて記載
2 成長分野の企業誘致と産業人材の確保	
<p><若者が求める企業の誘致></p> <p>○ 県では、地域経済の発展と若者が望む質の高い雇用の創出に向け、積極的な企業誘致に取り組んでおり、県外企業立地件数は8年連続全国第1位になるなど、実績を上げているところである。</p> <p>誘致企業と若者が希望する職種とが合致するよう、引き続き、様々な分野の雇用を生み出す成長産業や本社機能など、戦略的な誘致活動を展開する必要がある。</p>	<p>P74 第3部 政策18 若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城 施策(1) 若者に魅力ある働く場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「若者に魅力ある働く場づくり」を施策に位置付け、成長産業の本社機能や研究開発拠点等の誘致やベンチャー企業の創出・育成、コンテンツ産業に係る雇用の場の確保などの取組を記載 <p>P37 第3部 政策1 質の高い雇用の創出 施策(1) 戦略的な企業誘致 主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い雇用を創出するため、今後大きな成長が見込まれる産業の本社機能や研究開発拠点、グローバル企業のフラッグシップ拠点等の戦略的な誘致に取り組むことについて記載 <p>主な取組②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用とイノベーションの創出を図るため、海外に向けた投資環境のPRや県内企業等とのビジネスマッチングの機会創出により、本県に海外の優れた人材や技術を呼び込むとともに、外資系企業の誘致や対日投資の促進について記載 <p>P39 第3部 政策2 新産業育成と中小企業等の成長 施策(1) 新たな産業の創出・育成と特色ある産業集積づくり 主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャー企業の創出・育成のため、技術シーズの発掘から定着までの支援、相談体制の充実や、起業家や投資家等の交流機会を設け、新たな事業展開や国内外からの投資の呼び込みを促進し、スタートアップ・エコシステムを構築することについて記載 <p>主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創造性のある新産業を創出・育成するため、アニメやeスポーツなどのコンテンツ産業について、産官学が連携した特色ある教育の展開と働く場の確保等に取り組むことについて記載
<p><男女間賃金格差の解消></p> <p>○ 2023年の賃金構造基本統計調査におけるフルタイムの仕事に従事する男女間の賃金格差は、本県は全国第46位と低迷している。</p>	<p>P66 第3部 政策14 多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会 施策(2) 女性が輝く社会の実現 主な取組③</p>

<p>勤続年数の男女差や管理職に占める女性割合、性別役割意識など、賃金格差が大きい要因を分析し、格差改善に向け、企業への働きかけなどを進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・育児や介護など様々な制約を持つ人が社会で活躍できるよう、多様な働き方が可能となる労働環境づくりを促進するとともに、男性の家事や育児への参画を促進することについて記載 <p>主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性のキャリア形成を支援するため、働きやすい環境を整備し、女性の登用に積極的に取り組む企業を表彰のうえ、県内に広く発信するとともに、家族や職場等での悩みに関する女性のための相談窓口を設置することについて記載
<p><学校と連携した産業人材の確保></p> <p>○ 建設業など地場産業の人材確保が課題となる中、小中学校などの早い段階から地場産業の仕事を知り、興味を持ってもらえるような機会を創出すべきである。そのためにも、教育機関と連携したキャリア教育を推進し、長期的な人材の確保・育成を図る必要がある。</p>	<p>P59 第3部 政策11 次世代を担う「人財」 施策(1) 「生きる力」をはぐくむ教育の推進 主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の生き方や職業観を育むためのキャリア教育を推進することについて記載 <p>P60 第3部 政策11 次世代を担う「人財」 施策(3) 地域力を高める「人財」育成 主な取組⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業を担う人財を育成するため、小中学校における職場見学・職場体験や、高等学校における産業界と連携したインターンシップやデュアルシステムなどの実践的な学びを推進することについて記載
<p><効果的な就職支援の在り方></p> <p>○ 生産年齢人口の減少が続く中、人口減少・超高齢社会を支える若者への雇用対策は重要である。就職支援の在り方は時代に応じて適宜見直しを図るべきであり、学生、企業双方のニーズを踏まえ、効果的な支援を行っていく必要がある。</p>	<p>P38 第3部 政策1 質の高い雇用の創出 施策(3) 産業を支える人材の育成・確保 主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲と能力のある人材を確保するため、合同就職説明会、インターンシップ、企業向け講座等の開催及び副業・兼業人材とのマッチングにより、県内企業の雇用を支援することについて記載
<p><ものづくりマイスターを活用したものづくり人材の確保></p> <p>○ 熟練技能者の高齢化や若年層のものづくり離れにより、産業を支えている高度な技能の維持・継承が危惧されている。</p> <p>人材の確保に向けては、ものづくりの仕事について広く知ってもらい、興味関心を持つ人を増やすことが必要である。そこで、例えばものづくりマイスターの仕事を紹介する動画等を作成し、学校等で見てもらうなど、人材確保に向けた啓発活動も進める必要がある。</p>	<p>P38 第3部 政策1 質の高い雇用の創出 施策(3) 産業を支える人材の育成・確保 主な取組②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり産業における技能の維持・向上や次世代の技能者を育成するため、「ものづくりマイスター」を認定し、その活動の周知等に取り組むことについて記載
<p><選ばれる企業になるための支援></p> <p>○ 生産年齢人口の減少が続く中、リクルートワークス研究所が2023年に発表した「未来予測2040」では、2040年に1,100万人の労働供給が不足するとされている。人材の確保に向けた地域間競争を勝ち抜くためにも、本県の企業が選ばれる企業となるよう、様々な角度から戦略的に支援を行っていく必要がある。</p>	<p>P39～40 第3部 政策2 新産業育成と中小企業等の成長 施策(1) 新たな産業の創出・育成と特色ある産業集積づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新たな産業の創出・育成と特色ある産業集積づくり」を施策として位置付け、技術シーズの発掘や研究機関と連携した研究等を通じた新製品・技術開発の促進のほか、官民連携によるカーボンニュートラルの推進や県内企業による宇宙ビジネスへの新規参入など、新事業・新産業の創出や特色ある産業拠点の形成等の取組について記載

- P40 第3部 政策2 新産業育成と中小企業等の成長**
施策(2) 活力ある中小企業・小規模事業者の育成
 ・「活力ある中小企業・小規模事業者の育成」を施策として位置付け、中小企業の生産性向上や次世代技術の導入・活用への支援、人材確保・育成の促進、新規ビジネスの創出や販路開拓の支援等の取組について記載
- P38 第3部 政策1 質の高い雇用の創出**
施策(3) 産業を支える人材の育成・確保
主な取組③
 ・意欲と能力のある人材を確保するため、合同就職説明会、インターンシップ、企業向け講座等の開催及び副業・兼業人材とのマッチングにより、県内企業の雇用を支援することについて記載
- P43 第3部 政策4 世界に飛躍する茨城**
施策(1) 世界に広がる IBARAKI ブランド
主な取組③
 ・競争力のある製品や高い技術力を有する企業の海外展開を推進するため、官民連携の強化やビジネスマッチングの機会創出、商談のフォローアップなど、グローバルなビジネスを支援することについて記載
- P44 第3部 政策4 世界に飛躍する茨城**
施策(2) 世界に挑戦するベンチャー企業の創出
主な取組③
 ・宇宙ビジネス拠点を形成するため、国や宇宙航空研究開発機構（JAXA）との連携や、いばらきスペースサポートセンター及び共同受注体制の活用促進を通じて、宇宙関連ベンチャーの創出・誘致や県内企業の宇宙ビジネスへの新規参入を推進することについて記載
- P65 第3部 政策14 多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会**
施策(1) 多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会の実現
主な取組②
 ・多様な「知」や経験を持つ人材の活躍が企業の競争力強化や企業価値向上につながるよう、多様性を競争力につなげる「ダイバーシティ経営」を促進することについて記載
- P66 第3部 政策14 多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会**
施策(3) 働きがいを実感できる環境の実現
主な取組①
 ・企業における働き方改革を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すため、経済団体や労働団体と連携し、県内優良事例の普及啓発や経営者の意識改革等に取り組むことについて記載

	<p>主な取組②</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き方改革を促進するため、県が発注や委託をする事業における休日の確保等による就労環境の改善やICTの活用による生産性の向上等を推進するほか、従事者の安全及び健康の確保に取り組むことについて記載 <p>P74 第3部 政策18 若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城</p> <p>施策(1) 若者に魅力ある働く場づくり</p> <p>主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> ベンチャー企業の創出・育成のため、技術シーズの発掘から定着までの支援、相談体制の充実や、起業家や投資家等の交流機会を設け、新たな事業展開や国内外からの投資の呼び込みを促進し、スタートアップ・エコシステムを構築することについて記載 <p>主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> 創造性のある新産業を創出・育成するため、アニメやeスポーツなどのコンテンツ産業について、産官学が連携した特色ある教育の展開と働く場の確保等に取り組むことについて記載
<p>＜県支援ビジネスの成果の展開＞</p> <p>○ 新産業の創出・育成は、県全体の稼ぐ力をつくり出すために重要である。県では、新製品等の開発や新ビジネスの創出を支援しており、当該件数は順調に伸びてきているが、それらの成果を県内の中小製造業に広く波及させるとともに、県の有力な産業に育つよう、支援していく必要がある。</p> <p>また、取組による波及効果が測れるような指標や政策を設定する必要がある。</p>	<p>P39 第3部 政策2 新産業育成と中小企業等の成長</p> <p>施策(1) 新たな産業の創出・育成と特色ある産業集積づくり</p> <p>主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たなビジネス創出のため、県内に集積するシーズの発掘や研究機関と連携した先導的研究の実施、実用化に必要な実証実験等を支援し、企業の新製品、技術開発を促進することについて記載 <p>P40 第3部 政策2 新産業育成と中小企業等の成長</p> <p>施策(2) 活力ある中小企業・小規模事業者の育成</p> <p>主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争力強化のため、新商品・新サービスの開発、販路開拓、知的財産の活用などの支援を通じ、新たな事業活動を促進することについて記載
<p>＜既存のものづくり企業への支援＞</p> <p>○ 本県には国の研究機関が多数立地し、最先端科学技術が集積している。こうした本県の強みを活かし、新産業の創出に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>一方で、本県は国内有数の「ものづくり県」であり、地域社会に密着して地域経済を支える大きな役割を果たしているものづくり企業が多いことから、そうした既存の企業に対する支援にも力を入れる必要がある。</p>	<p>P39 第3部 政策2 新産業育成と中小企業等の成長</p> <p>施策(1) 新たな産業の創出・育成と特色ある産業集積づくり 主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たなビジネス創出のため、県内に集積するシーズの発掘や研究機関と連携した先導的研究の実施、実用化に必要な実証実験等を支援し、企業の新製品、技術開発を促進することについて記載 <p>P40 第3部 政策2 新産業育成と中小企業等の成長</p> <p>施策(2) 活力ある中小企業・小規模事業者の育成</p> <p>主な取組③</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・競争力強化のため、新商品・新サービスの開発、販路開拓、知的財産の活用などの支援を通じ、新たな事業活動を促進することについて記載 主な取組⑤ ・地域商工業の維持・活性化のため、M&Aの手法を活用した事業承継や中長期的な経営計画等の促進により、新規ビジネスの創出や国内外の販路開拓を支援することについて記載 主な取組⑥ ・事業の活性化や経営の安定化のため、金融機関等との連携強化による融資制度の充実及び資金調達の円滑化等を支援することについて記載 主な取組⑧ <p>P43 第3部 政策4 世界に飛躍する茨城 施策(1) 世界に広がる IBARAKI ブランド 主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争力のある製品や高い技術力を有する企業の海外展開を推進するため、官民連携の強化やビジネスマッチングの機会創出、商談のフォローアップなど、グローバルなビジネスを支援することについて記載
3 農林水産業の成長産業化と担い手づくり	
<p><儲かる農業の更なる取組推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「儲かる農業」の実現には、品質向上や生産拡大、農地の集積・集約化などの構造改革を進めることと併せて、生産コストの削減が重要である。コスト削減に有効な資材の導入や、農業生産資材の価格高騰に対する効果的な支援策を講じていく必要がある。 	<p>P42 第3部 政策3 強い農林水産業 施策(1) 農林水産業の成長産業化と未来の担い手づくり 主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の生産性を向上させるため、コスト削減に資するスマート技術の導入等の取組を促進することについて記載
<p><農地の集積・集約化の加速化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業者の減少が急速に進むことが見込まれる中、農業を産業として持続・発展させていくためには、生産規模を拡大して競争力を高めていくことが求められる。その一つとして、意欲ある担い手への農地の集積・集約化をさらに加速させ、効率的な農業経営を進めていく必要がある。 	<p>P42 第3部 政策3 強い農林水産業 施策(1) 農林水産業の成長産業化と未来の担い手づくり 主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲ある担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、大区画化等の生産基盤整備を推進することについて記載
<p><気候変動リスクへの対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年の高温や豪雨等により、品質や生産量の低下等が発生している。儲かる農業の実現に向けては、災害や気候変動に強い持続的な生産が重要であることから、気候変動リスクに対応した農業への転換を行っていくことが必要である。 そこで、農業の気候レジリエンス向上を図るといふ観点を取り入れ、施策を展開していく必要がある。 	<p>P42 第3部 政策3 強い農林水産業 施策(1) 農林水産業の成長産業化と未来の担い手づくり 主な取組⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に適応するため、高温耐性品種の導入や高温対策技術の強化等を推進することについて記載
<p><農業後継者の育成></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 茨城県は全国有数の農業県であり、本県農業を持続可能なものとしていくためにも、農業後継者の育成は県としての責務であるといえる。本県農業の未来に向け、農業後継者の育成に対する県の方向性をしっかりと定め、取り組む必要がある。 ○ 農業大学校をはじめ、農業専門の学校が複数存在することは本県農業の強みである。各学校の入学者数は減少傾向にあることから、その要因を分 	<p>P42 第3部 政策3 強い農林水産業 施策(1) 農林水産業の成長産業化と未来の担い手づくり 主な取組⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業を担う後継者や経営者マインドを備えた人材を育成・確保するため、関係機関と連携した人材育成の体制整備に取り組むとともに、異業種企業等の参入を促進するほか、経営

<p>析し、対策を講じるとともに、各学校の特色を活かしながら、学生の確保や教育・研修内容の充実強化、就農支援等に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>の発展段階に応じた学びの場の提供、農業大学の機能強化に取り組むことについて記載</p>
<p>4 インバウンドの取込み</p>	
<p><成長産業としてのインバウンドの取込み></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光庁の年次報告書によれば、2024年の訪日外国人旅行消費額は8兆1,257億円となり、観光が主力産業の一つとなる時代になった。本県の観光業を成長産業としていくため、インバウンドの取込みについて県と観光事業者等が一丸となって取り組み、観光消費額を伸ばしていく必要がある。 ○ インバウンドは滞在期間が長く、旅行消費額も大きいという特徴がある。中でも、宿泊費は旅行消費額の約3分の1を占めることから、本県の観光消費額を伸ばすためには、本県を宿泊地とするインバウンドを増やすことが必要である。 	<p>P73 第3部 政策17 ビジット茨城～新観光創生～ 施策(2) インバウンド誘客の促進 主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インバウンド需要の更なる獲得を促進するため、本県の特性を踏まえた観光コンテンツの磨き上げや魅力ある旅行商品の造成促進等、戦略的な誘客活動に取り組むことについて記載 <p>主な取組②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外からの観光客の誘客を促進するため、市場ごとに異なるニーズや旅行形態の変化等を踏まえた戦略的なプロモーションに取り組むことについて記載 <p>主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光消費額を拡大するため、本県のイメージを向上できる滞在型、高付加価値の観光コンテンツを造成し、外国人富裕層や外国クルーズ船等の誘致に取り組むことについて記載
<p><新たなビジット茨城の取組推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県に新たな観光需要を呼び込むためには、観光客から「選ばれる地域」となるよう、地域資源の発掘と磨き上げによる魅力の再構築や差別化が必要である。そして、インフルエンサーによるPRや生成AIを使ったDX化など、観光客のニーズに合った新たな手法も取り入れながら、戦略的に誘客を進めていく必要がある。 	<p>P72 第3部 政策17 ビジット茨城～新観光創生～ 施策(1) 稼げる観光地域の創出 主な取組⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で高い人気を誇る様々なコンテンツを活用し、新たなブランディングの創出等により、観光誘客に取り組むことについて記載
<p><インバウンドの取込みと人的交流の深化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 茨城空港の国際定期路線の維持及び更なる拡充に向けては、インバウンド需要の取込みに加え、就航地の大学等との学术交流を深めるなど幅広い世代や分野での交流促進を図り、世界情勢や流行等に左右されない安定的な関係を築いていくことが必要である。 	<p>P43 第3部 政策4 世界に飛躍する茨城 施策(1) 世界に広がるIBARAKIブランド 主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな国・地域との経済交流や人的交流の足掛かりとなるような取組を積極的に推進することについて記載
<p><外国クルーズ船を生かした観光振興></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国クルーズ船の寄港は、乗客への地域のPR効果や周辺観光地での購買行動など、観光産業の活性化が期待される。更なる観光消費額の拡大に向け、船会社や旅行会社に対し、本県での滞在時間の延長や効果的な滞在プランの提案を行っていく必要がある。 	<p>P73 第3部 政策17 ビジット茨城～新観光創生～ 施策(2) インバウンド誘客の促進 主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光消費額を拡大するため、本県のイメージを向上できる滞在型、高付加価値の観光コンテンツを造成し、外国人富裕層や外国クルーズ船等の誘致に取り組むことについて記載
<p><ビジネスジェットの受入促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2023年10月に、茨城空港における民間機の着陸ルールの弾力的な運用が開始され、ビジネスジェットの受入れが可能となった。これを契機に、富裕層向けの観光ツアーの造成等による新たな需要の取込みやビジネスジェットの受入れ環境の強化を図る必要がある。 	<p>P73 第3部 政策17 ビジット茨城～新観光創生～ 施策(2) インバウンド誘客の促進 主な取組⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの外国人観光客を受け入れるため、旅客の利便性向上のための環境整備に取り組むことについて記載 <p>P79 第3部 政策20 活力を生むインフラと住み続けたくなるまち 施策(1) 未来の交通ネットワークの整備 主な取組⑦</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客や航空会社の利便性の更なる向上に取り組むことについて記載
<p><安心安全な観光地づくり></p> <p>○ インバウンドの増加は、経済効果が見込まれる一方で、ゴミの量の増加や交通渋滞といったオーバーツーリズム（観光公害）の発生も懸念される。持続可能な観光地域づくりを推進するため、県民の生活へ悪影響が及ばないように、オーバーツーリズムへの対応が必要である。</p>	<p>P73 第3部 政策17 ビジット茨城～新観光創生～施策(2) インバウンド誘客の促進</p> <p>主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の良好な生活環境を確保しつつ、互いの文化を尊重しながら外国人観光客が快適に滞在できるように、受入環境の向上に取り組むことについて記載
<p>IV 新しい安心安全</p>	
<p>1 医師確保や医療提供体制の整備</p>	
<p><移住促進と医師確保対策></p> <p>○ 本県で働く医師を確保するためには、県外からの医師派遣にとどまらず、一定の経験を積んだ医師に本県へ移住してもらうことも方策の一つと考えられる。医師が本県で働くことに魅力を感じられるような施策を講じるなど、医師確保に向けた新たな取組を検討していく必要がある。</p>	<p>P49 第3部 政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉</p> <p>施策(2) 医療人材・福祉人材確保対策</p> <p>主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中核的な医療機関が役割分担に沿った機能を維持、発揮するため、県、大学、医療機関が一体となった医師の派遣や県外大学との新たな関係構築等により、医師確保に取り組むことについて記載 <p>主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師が健康を確保しながら仕事と育児等を両立できるようにするため、医師の働き方改革を進めるなど、魅力ある環境づくりを推進することについて記載
<p><医師確保が特に必要な地域や診療科への取組推進></p> <p>○ 医師不足の地域や医師の少ない診療科については、安定的な医療提供体制の整備に向け、特に医師確保に力を入れる必要がある。引き続き、寄附講座の活用を図るとともに、県立高校医学コースの更なる充実なども検討する必要がある。</p>	<p>P49 第3部 政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉</p> <p>施策(2) 医療人材・福祉人材確保対策</p> <p>主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中核的な医療機関が役割分担に沿った機能を維持、発揮するため、県、大学、医療機関が一体となった医師の派遣や県外大学との新たな関係構築等により、医師確保に取り組むことについて記載 <p>主な取組②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の養成や確保を図るため、各種修学資金貸与制度や県立高校における医学コース等により、県内勤務希望者の医学部進学等を支援することについて記載
<p><県立病院の医師・看護師の資質向上></p> <p>○ 医師や看護師の教育・研修機会を充実させることは、地域における医療の質を向上させるとともに、医療人材の確保にも資するものである。</p> <p>これを実現するためには、医師や看護師の働き方改革をさらに進め、研修や臨床研究に取り組める環境を整備する必要がある。</p>	<p>P49 第3部 政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉</p> <p>施策(2) 医療人材・福祉人材確保対策</p> <p>主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師が健康を確保しながら仕事と育児等を両立できるようにするため、医師の働き方改革を進めるなど、魅力ある環境づくりを推進することについて記載 <p>主な取組⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で活躍できる医師を育成するため、県立病院における教育、研修、派遣機能及び臨床研究体制の充実強化を促進することについて記載

<p><救急医療体制の充実></p> <p>○ 高齢化の進展などにより救急搬送件数が全国的に増加しており、また、搬送時間も伸びている。迅速に適切な処置を行い、一人でも多くの命を救うため、救急医療体制の充実に向けた取組を進める必要がある。</p>	<p>P48 第3部 政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉</p> <p>施策(1) 地域における保健・医療・介護提供体制の充実</p> <p>主な取組②</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急医療体制や病院前救護を充実させるため、救急搬送機関と医療機関との連携強化、ドクターヘリの活用等による救急搬送や受入の強化、救急医療の適正利用及びAEDの普及啓発等を進めるとともに、鹿行保健医療圏における救急医療体制の強化に取り組むことについて記載
<p><地域の救急医療等を担う民間病院への支援></p> <p>○ 救急医療体制については、初期、二次、三次救急医療機関による医療体制を総合的・体系的に整備しているが、本県の救急医療体制が成り立っているのは多くの民間病院の尽力があるからである。安定した地域医療提供体制の整備を進めるためにも、民間病院の経営支援について力を入れて取り組んでいく必要がある。</p>	<p>P48 第3部 政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉</p> <p>施策(1) 地域における保健・医療・介護提供体制の充実</p> <p>主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療の充実を図るため、救急、小児、周産期など政策医療に取り組む医療機関に支援を行うことについて記載
<p><県立病院の経営改善></p> <p>○ 近年の物価高や人件費の増加の影響等により県立病院の経営は厳しい状況にあるものの、県財政への負担軽減に向けた収益性向上などの経営改善を行っていく必要がある。</p>	<p>P48 第3部 政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉</p> <p>施策(1) 地域における保健・医療・介護提供体制の充実</p> <p>主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立病院について、質の高い医療の提供や、経営改善に努めることについて記載
<p><医療法人の経営状況を踏まえた医療施策の推進></p> <p>○ 近年の物価高や人件費の増加の影響等もあり、医療法人の経営は苦しい状況にある。地域医療を安定的に提供するため、県は医療法人の経営状況を調査分析し、現状と課題を明らかにした上で、必要な施策を打ち出していく必要がある。</p>	<p>P48 第3部 政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉</p> <p>施策(1) 地域における保健・医療・介護提供体制の充実</p> <p>主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療の充実を図るため、救急、小児、周産期など政策医療に取り組む医療機関に支援を行うことについて記載
<p><医療現場でのICT、DXの導入促進></p> <p>○ 限られた医療資源の中で、患者の利便性向上や医療従事者の業務負担軽減を図るためには、ICTやデジタル技術を活用した医療の提供が必要である。ICTやデジタル技術導入に当たっては、実証実験などを取り入れながら、着実に導入を促進する必要がある。</p>	<p>P48 第3部 政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉</p> <p>施策(1) 地域における保健・医療・介護提供体制の充実</p> <p>主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> 脳卒中をはじめ様々な疾病の専門的治療における遠隔画像診断など、ICTを活用した医療連携体制の構築、強化に取り組むことについて記載
<p>2 地域コミュニティの活性化</p>	
<p>(1) 地域公共交通</p>	
<p><地域公共交通の維持・確保></p> <p>○ 高齢化の進展とともに、移動手段の確保が必要となる交通弱者の増加も想定される。住民が地域に住み続けるために、地域公共交通の維持・確保は重要である。まちづくり、ひいては人口減少対策として公共交通の在り方を検討し、地域の実情に応じた取組を推進していく必要がある。</p>	<p>P54 第3部 政策9 安心して暮らせる社会</p> <p>施策(1) 地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上</p> <p>主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民の自立した日常生活や社会生活の基盤となる移動手段を確保するため、市町村や交通事業者等と連携し、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組むことについて記載

	<p>主な取組②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における持続可能な移動手段を確保するため、地域の多様な輸送資源を最大限に活用するとともに、新たなモビリティサービスの導入を検討するなど、地域特性に応じた交通サービスの最適化を促進することについて記載
<p><先進的な公共交通の取組推進></p> <p>○ 地域公共交通の維持・確保については、地域の実情に即し、市町村での対応が基本となるが、県としても、広域的な視点から維持・確保に取り組んでいく必要がある。DXや生成AI等、公共交通事業者の業務効率化に資するデジタル技術も進展していることから、県がそうした技術を主導して導入するなど、地域公共交通の先進県を目指していく必要がある。</p>	<p>P54 第3部 政策9 安心して暮らせる社会 施策(1) 地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上 主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の自立した日常生活や社会生活の基盤となる移動手段を確保するため、市町村や交通事業者等と連携し、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組むことについて記載 <p>主な取組②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなモビリティサービスの導入を検討するなど、地域特性に応じた交通サービスの最適化を促進することについて記載 <p>主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の利用を促進するため、デジタル技術を活用した事業者の業務効率化を支援することについて記載
(2) 新たな地域コミュニティ	
<p><地域活動に対する支援の更なる充実></p> <p>○ 地域課題が複雑・多様化する中、行政のみでは十分に対応できない課題も増大し、これまで以上に「共助」の考え方が重要となっている。共助社会の実現に向け、NPO法人をはじめとした地域の活動団体等が活動しやすい環境づくりに向けた支援を更に充実させていく必要がある。</p>	<p>P54 第3部 政策9 安心して暮らせる社会 施策(1) 地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上 主な取組⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPOなどの団体による地域課題解決に向けた取組を促進するとともに、団体間の連携や運営力向上の支援などに取り組むことについて記載
<p><地域おこし協力隊と地域とのミスマッチの解消></p> <p>○ 地域おこし協力隊の課題として、隊員と市町村のビジョンのミスマッチなどを理由に、隊員の定住につながらないケースがある点が挙げられる。自治体側は採用段階において、地域が求める人材を明確に示すとともに、隊員が地域での生活や将来のビジョンをイメージし、安心して活動できるよう、隊員との意思疎通をしっかりと図る必要がある。</p>	<p>P74 第3部 政策18 若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城 施策(2) 若者を呼び込む茨城づくり 主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と綿密な連携のうえ、移住者等に対する確かな受入環境の整備や地域との継続的なつながりを持つ機会の提供などに取り組むことについて記載
<p><地域おこし協力隊の定着率の向上></p> <p>○ 地域おこし協力隊の任期満了後の定住率は、令和5年度末までの直近5年間では61.5%となっており、全員が定住するには至っていない。隊員の任期満了後も地域に定住し、地域の活力を持続させるためにも、成功事例の紹介や隊員に寄り添った支援体制の整備等を行っていく必要がある。</p>	<p>P74 第3部 政策18 若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城 施策(2) 若者を呼び込む茨城づくり 主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と綿密な連携のうえ、移住者等に対する確かな受入環境の整備や地域との継続的なつながりを持つ機会の提供などに取り組むことについて記載
(3) 安心して暮らせる地域社会づくり	
<p><身寄りのない高齢者等への支援></p> <p>○ 高齢者を中心として単身世帯等の急増が見込まれる中、身元保証や死後の事務処理などに関する相談対応は喫緊の課題である。単身高齢者等が必要とする支援が受けられるような体制整備等について、市町村の取組を支援していく必要がある。</p>	<p>P54 第3部 政策9 安心して暮らせる社会 施策(1) 地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上 主な取組⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民がお互いに助け合い、安心して暮らせる地域社会をつくるため、独居の高齢者など孤独や孤立の状態にある人等を支援しやすい環境の整

	備など、地域における連携・協働の取組を推進することについて記載
3 健康づくり	
<p><DX、生成AIの導入による健康づくりの推進></p> <p>○ 本県では、令和6年6月に議員提案条例である「健康寿命日本一を目指す条例」が施行され、健康寿命延伸に向け、県民の健康づくりを積極的に進めていくことが求められている。若い世代から健康づくりに関心を持ってもらうため、DXや生成AI等を活用し、楽しみながら健康づくりができる斬新な仕掛けづくりを行うなど、新たな取組にも挑戦していく必要がある。</p>	<p>P50 第3部 政策7 健康長寿日本一 施策(1) 人生百年時代を見据えた健康づくり 主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の生涯を通じた健康づくりを推進するため、スマートフォンを活用した健康管理など、関係者等と連携し健康づくり県民運動を推進することについて記載
<p><複雑化・複合化する支援ニーズへの対応></p> <p>○ これまで県では、地域ケアコーディネーターを置き、ワンストップで様々な相談に対応する茨城型地域包括ケアシステムを推進してきたほか、重層的支援体制の導入を市町村に働きかけてきた。今後は、複雑化・複合化する住民ニーズにきめ細かに対応していくため、関係機関や地域社会がさらに連携・協働した取組を推進していく必要がある。</p>	<p>P54 第3部 政策9 安心して暮らせる社会 施策(1) 地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上 主な取組⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民がお互いに助け合い、安心して暮らせる地域社会をつくるため、地域における連携・協働の取組を推進することについて記載
<p><若者への健康教育の推進></p> <p>○ 健康の維持に向けては、若い時期からのより良い生活習慣の積み重ねが大切である。本県では生活習慣病による死亡率は依然として高く、こうした生活習慣病の予防には、減塩や野菜摂取を増やすことなどの対策が重要である。</p> <p>そこで、本県の健康寿命の延伸に向けて、義務教育終了後の若い世代を中心に、減塩や野菜の摂取量を意識した健康的な食生活の実践を促す取組を進めていく必要がある。</p>	<p>P50 第3部 政策7 健康長寿日本一 施策(1) 人生百年時代を見据えた健康づくり 主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の生涯を通じた健康づくりを推進するため、産官学協働による仕組みづくりや健康経営に取り組む企業等への支援、スマートフォンを活用した健康管理など、関係者等と連携し健康づくり県民運動を推進することについて記載 主な取組② ・生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、適量の野菜摂取や適塩などの望ましい食習慣等の定着による高血圧対策に取り組むことについて記載
<p><シルバーリハビリ体操の更なる推進></p> <p>○ 高齢者が元気に暮らし続けられるために、介護予防・重度化防止に対する取組の推進が求められている。シルバーリハビリ体操は、道具を使わず、手軽に介護予防ができる体操として、広く県内全域で実施されているが、今後も指導士の育成や体操の周知を進め、県民の介護予防に努めていく必要がある。</p>	<p>P50 第3部 政策7 健康長寿日本一 施策(1) 人生百年時代を見据えた健康づくり 主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会参加を通じた生きがいづくりを図るため、スポーツ、文化活動、社会貢献活動などの機会を提供し、地域における高齢者の活躍を支援することについて記載
<p><市町村の健康づくりの支援></p> <p>○ 介護予防や健康づくりの取組は、地域の実情に応じて市町村が中心となって実施しているが、専門職の人員に限りがある中、市町村が事業を効果的に実施できるよう、県は支援を行っていく必要がある。</p>	<p>P50 第3部 政策7 健康長寿日本一 施策(1) 人生百年時代を見据えた健康づくり 主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、市町村における介護予防・重度化防止の取組を支援することについて記載
4 空き家活用の促進	
<p><空き家活用促進に向けた支援></p> <p>○ 本県の住宅総数に占める空き家の割合は、全国平均を上回っている状況にある。</p> <p>空き家の活用にあたっては、売却・処分に至るまでに相続関係など、整理すべき課題が多くあるが、</p>	<p>P55 第3部 政策9 安心して暮らせる社会 施策(3) 犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり 主な取組⑦</p>

<p>これらを一元的に相談できる窓口があれば、中古流通市場に供給可能な物件が増加するなど空き家の活用が一層進み、防災、防犯、衛生などの問題が解決されるほか、移住促進にもつながっていくと考える。</p> <p>県では、空き家対策について市町村に情報提供や助言を行う立場にあることから、他県の事例なども参考にして、市町村に対し、空き家活用促進に向けた更なる支援を進めていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・治安や生活環境の維持等のため、市町村が実施する空き家の適切な管理や除却等の取組を支援することについて記載
<p>V 新しい人財育成</p>	
<p>1 学校教育の充実</p>	
<p><基礎学力の定着促進></p> <p>○ これからの変化の激しい社会を生き抜くためには、知識や技能、思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲などを高め、確かな学力を育てていく必要がある。</p> <p>子どもたちが知識や技能を自分の身に付けたものとし、実生活で生かしていくためにも、本県児童生徒の学力の傾向を分析し、基礎学力の定着に向けた取組を促進する必要がある。</p>	<p>P59 第3部 政策11 次世代を担う「人財」 施策(1)「生きる力」をはぐくむ教育の推進 主な取組②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的・基本的な知識・技能が定着し、自ら学ぶ意欲や態度を備えた人財を育成するため、教科に対する興味・関心や理解の程度に応じた指導の充実に取り組むことについて記載 主な取組① ・知・徳・体にわたる「生きる力」を身に付けた人財を育成することについて記載
<p><児童生徒の体力づくりの推進></p> <p>○ 本県の未来を担う人財を育成するためには、「知・徳・体」のバランスの取れた教育が重要である。</p> <p>体力は、人が一生涯にわたって健やかに生きていくための基礎となるものであることから、運動やスポーツ活動を推進するとともに、食育を通じた望ましい食習慣の定着を図ることにより、体力づくりを推進する必要がある。</p>	<p>P59 第3部 政策11 次世代を担う「人財」 施策(1)「生きる力」をはぐくむ教育の推進 主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知・徳・体にわたる「生きる力」を身に付けた人財を育成することについて記載 主な取組⑤ ・健やかで活力ある人財を育成するため、学校教育活動全体を通じた体育・スポーツ活動の充実と体力向上などに取り組むとともに、子どもたちの栄養や食事に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図る食育を推進することについて記載
<p><金融教育の充実></p> <p>○ 金融教育は、お金や金融の様々な働きを理解することを通じて自身の生き方や価値観を磨き、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて主体的に判断・行動できる態度を養う教育であり、次の時代を担う若者にとって重要なものである。</p> <p>そこで、学校教育の各段階において、金融教育の重要性を認識し、力を入れて取り組んでいく必要がある。</p>	<p>P59 第3部 政策11 次世代を担う「人財」 施策(1)「生きる力」をはぐくむ教育の推進 主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の生き方や職業観を育むためのキャリア教育や金融経済教育を推進することについて記載
<p><理数教育の更なる推進></p> <p>○ 現代の急速な技術革新とグローバル化が進展する中、理数系の知識を前提とした職業の需要はますます高まっている。</p> <p>理数系のスキルを高めることは、将来の職業選択の幅を広げる可能性を増やすことにもつながることから、学校教育においては、理数教育に更に力を入れて取り組んでいく必要がある。</p>	<p>P60 第3部 政策11 次世代を担う「人財」 施策(2)新しい時代に求められる能力の育成 主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の社会を牽引する科学技術人財を育成するため、小中学生の科学への興味関心を高める探究的な活動を重視した理数教育や、「スーパーサイエンスハイスクール」指定校等における先進的な教育活動を推進することについて記載

<p><主権者教育の推進></p> <p>○ 主権者教育は、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく主権者を育成していくものであり、地域の将来を担う子どもたちが、民主主義や地方自治について理解し、主体的に行動していくために極めて重要である。</p> <p>そこで、学校教育においても、小中高の各段階において主権者教育に力を入れて取り組んでいく必要がある。特に、成年年齢を迎え、有権者となる高校3年生への取組を強化する必要がある。</p>	<p>P60 第3部 政策11 次世代を担う「人財」 施策(3) 地域力を高める「人財」育成 主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> 主体性を持ち地域課題の解決に貢献できる若い人財を育成するため、学校での主権者教育等を推進することについて記載
<p><地域産業を支える人材の育成></p> <p>○ 人口減少に伴い、県内の各業界において人手不足が課題となっている。外国人材の活用も一つの方策であるが、地域で生まれ育った日本人にも地域の産業を支えてもらうことも重要である。教育現場においては、地域の産業を知る機会の創出や地元企業への就職支援等、地域の未来を支える人材の育成に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>P60 第3部 政策11 次世代を担う「人財」 施策(3) 地域力を高める「人財」育成 主な取組⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域産業を担う人財を育成するため、小中学校における職場見学・職場体験や、高等学校における産業界と連携したインターンシップやデュアルシステムなどの実践的な学びを推進することについて記載
<p><教員の資質向上></p> <p>○ 児童生徒の健やかな育成や質の高い教育の実践のためには、教員一人一人が、様々な経験を通して人間的魅力を高め、教育に対する哲学を持つことが重要と考える。</p> <p>豊かな心を持った人財の育成に向け、多様な経験を有する教員の採用や、採用後の研修等を通じ、教員の資質向上を図る必要がある。</p>	<p>P61 第3部 政策12 魅力ある教育環境 施策(1) 魅力と特色ある学校づくり 主な取組②</p> <ul style="list-style-type: none"> 優秀な教員を確保するため、教員選考試験制度等の適切な見直しに取り組むことについて記載 主な取組③ 活力ある学校づくりのため、教員のキャリアステージに沿った研修の実施など研修の充実による教員の資質向上に取り組むことについて記載
<p><教員の不祥事の根絶></p> <p>○ 教員の不祥事が後を絶たない状況にある。たとえ一部の教員の問題であっても、教員全体に対する信頼を揺るがす要因となっているとともに、児童生徒への影響も大きい。</p> <p>そこで、教員の不祥事の根絶に向け、服務規律の遵守や発生・再発防止に向けた指導などを徹底していく必要がある。</p>	<p>P61 第3部 政策12 魅力ある教育環境 施策(1) 魅力と特色ある学校づくり 主な取組⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が安全に安心して学べる環境の確保のため、教員の不祥事根絶に向けた服務規律の徹底に取り組むことについて記載
<p><学校長のリーダーシップの発揮></p> <p>○ 学校や児童生徒を良い方向に変えていくには、学校長のリーダーシップや質の向上が重要である。</p> <p>学校長が腰を据えて学校改革に取り組めるよう、一校あたりの配置年数を見直すなど、適切な学校運営の在り方を検討する必要がある。</p>	<p>P61 第3部 政策12 魅力ある教育環境 施策(1) 魅力と特色ある学校づくり 主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> 活力ある学校づくりのため、校長のリーダーシップの発揮による学校改革を推進することについて記載
<p><増加する外国人児童生徒への対応></p> <p>○ 県内で暮らす外国人の増加が見込まれる中、外国人児童生徒への日本語支援等の対応が求められている。</p> <p>外国人児童生徒が言葉や生活習慣を身に付けるための教育体制を充実させ、地域社会とも連携しながら、安心して本県で生活していくための支援を進めていく必要がある。</p>	<p>P68 第3部 政策15 外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会 施策(2) 外国「人財」が共に安心して生活できる環境の充実 主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語指導が必要な児童生徒が学校生活等に適應できるようにするため、日本語支援員との連携やICT機器の活用による日本語教育支援体制の強化、言語能力に応じた学習支援・キャリア支援等により、児童生徒が安心して学ぶことができる教育環境と、不就学児童生徒ゼロをはじめ地域で共生するための支援体制の充実に取り組むことについて記載

2 少子化対策	
<p><県民の多様な生き方や地域の自立性を尊重した人口推計を基にした計画策定></p> <p>○ 人口政策は、県民の生き方に大きな影響を与えるものである。</p> <p>人口減少下において、未来を拓く新たな茨城づくりを進めるためにも、多様な県民の生き方を尊重するとともに、地域の自主性を重んじるような政策的配慮も含めて、人口推計を基にした総合計画を策定していく必要がある。</p>	<p>P16 第1部 第2章 人口の展望</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の人口の将来展望については、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計を基本に、企業誘致による働く場の確保などの施策を講じることにより、移動率がU I Jターンや地元就職の希望を満たした水準まで上昇した場合の展望として示しており、2050年には本県の総人口は241万人と、社人研推計を16万人程度上回る見通しを提示
<p><家庭を築き、子どもを産み育てるとい希望をかなえるための支援></p> <p>○ 新しい生命の誕生は、健全で活力ある社会を発展させていく根幹をなすものであり、出生率の向上は、社会全体の最も重要な課題の一つとして、取り組んでいく必要がある。</p> <p>そこで、「日本一、子どもを産み育てやすい県」の実現に向けて、結婚支援については市町村との連携・協力を密にしながら推進するとともに、少子化対策については、数値目標を設定し、その効果を検証しながら着実に取り組むなど、家庭を築き、子どもを産み育てるとい希望をかなえるための支援をさらに強化していく必要がある。</p>	<p>P63 第3部 政策13 日本一、子どもを産み育てやすい県</p> <p>施策(1) 結婚・妊娠・出産の希望がかなう社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 「結婚・妊娠・出産の希望がかなう社会づくり」を施策として位置付け、市町村等との連携や「いばらき出会いサポートセンター」による結婚支援、相談体制の充実や経済的負担の軽減などにより、安心して妊娠・出産できる環境の充実などの取組を記載 <p>P64 第3部 政策13 日本一、子どもを産み育てやすい県</p> <p>施策(2) 安心して子どもを育てられる社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 「安心して子どもを育てられる社会づくり」を施策として位置付け、周産期・小児医療の充実や、多様な幼児教育や保育ニーズへの対応、医療費助成制度等による経済的負担の軽減などの取組について記載 <p>P101 【参考資料】 主要指標一覧(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子化対策に関連する主要指標として、以下の4指標を設定 <ul style="list-style-type: none"> ① 県の結婚支援事業による成婚数 ② 妊娠・出産について満足している者の割合 ③ 手厚い保育を提供している施設の割合 ④ 放課後児童クラブの待機児童数
<p><県独自の子育て支援></p> <p>○ 本県の待機児童数は年々減少しているが、「日本一、子どもを産み育てやすい県」の実現に向けては、就労を問わず子どもを預かる県独自の制度など、県民のニーズに応じた支援策を検討していく必要がある。</p>	<p>P64 第3部 政策13 日本一、子どもを産み育てやすい県</p> <p>施策(2) 安心して子どもを育てられる社会づくり</p> <p>主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> こども誰でも通園制度など、多様な幼児教育や保育のニーズへの対応に取り組むことについて記載
<p><子どもの権利擁護の推進></p> <p>○ 子どもの最善の利益を優先するため、その意見を尊重し、権利擁護を図る取組は大変重要である。子どもが権利の主体として尊重され、心身ともに健やかに成長できるよう、子どもの悩みや不安、主張等を聞き取り、代弁し、子どもの声が政策に反映される仕組みを構築していく必要がある。</p>	<p>P64 第3部 政策13 日本一、子どもを産み育てやすい県</p> <p>施策(3) 児童虐待対策の推進と困難を抱える子どもへの支援</p> <p>主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利が守られ、その将来が生育環境に左右されることのないよう、子どもの意見を尊重しながら、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援や居場所の提供に重点的に取り組むことについて記載

3 外国人材の活躍促進	
<p><全ての県民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重される社会の実現></p> <p>○ 在住外国人が増加する中、在住外国人が個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる社会を推進していくことが求められる。</p> <p>外国人から選ばれる茨城となるためにも、関係機関が連携し、不当な差別のない社会の実現に向けた取組を進める必要がある。</p>	<p>P65 第3部 政策14 多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会 施策(1) 多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会の実現 主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国籍等に関わりなく、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できるダイバーシティ社会の実現のため、関係機関等と連携し、県民や企業の理解を深める啓発活動を推進することについて記載 <p>主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複雑化、多様化する人権問題に対応するため、関係機関や人権擁護団体と連携した人権啓発や研修、人権相談等により、県民一人ひとりの人権意識の醸成に取り組むことについて記載
<p><外国人労働者の定着促進></p> <p>○ 本県の外国人労働者数は年々増加している。本県の経済成長を持続させていくためにも、外国人労働者が本県に定着することが重要である。</p> <p>そのためにも、外国人材の就労環境の整備に加え、「茨城なら安心して暮らせる」と思っただくための魅力発信や生活環境の充実に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>P67 第3部 政策15 外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会 施策(1) 外国「人財」が共に活躍できる就労環境の充実 主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人材の受入環境を整備するため、外国人材支援センターによるセミナーや相談対応等を通じて、企業の意識啓発を推進することについて記載 <p>主な取組②</p> <p>P38 第3部 政策1 質の高い雇用の創出 施策(3) 産業を支える人材の育成・確保 主な取組⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業を支える高度なスキルを持つ優秀な外国人材を確保するため、海外の教育機関や県内大学等との連携や情報発信により、県内就職を促進することについて記載 <p>主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護、農業、製造業等の担い手となる外国人材が、本県で長期間活動できるようにするため、日本語学習支援や資格・技能等の取得支援に取り組むことについて記載 <p>主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人材が共に活躍できる職場づくりを促進するため、外国人受入優良企業等認定制度の推進により、外国人材の雇用・育成に係る優良事例の普及・啓発に取り組むことについて記載 <p>P68 主な取組⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の処遇の改善及び事業者の意識改革に取り組むため、外国人材適正雇用推進宣言制度を普及するとともに、適正雇用促進キャンペーンを展開することについて記載 <p>P68 第3部 政策15 外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会 施策(2) 外国「人財」が共に安心して生活できる環境の充実</p>

	<p>主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語に不慣れな外国人も安心して暮らせる環境を整備するため、県国際交流協会と連携し、IBARAKIネイティブコミュニケーションサポーター制度の推進や多言語による相談対応等により、母語による相談・支援体制のさらなる充実に取り組むことについて記載 <p>主な取組②</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人患者及び医療機関等が相互に安心して受診・診療できる環境を整備するため、多言語遠隔医療通訳サービスの普及に取り組むことについて記載 <p>主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語指導が必要な児童生徒が学校生活等に適應できるようにするため、日本語支援員との連携やICT機器の活用による日本語教育支援体制の強化、言語能力に応じた学習支援・キャリア支援等により、児童生徒が安心して学ぶことができる教育環境と、不就学児童生徒ゼロをはじめ地域で共生するための支援体制の充実に取り組むことについて記載 <p>主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、社会のルールの啓発や生活に必要な日本語の習得支援等により、外国人が日本人と良好な関係を構築し、地域に溶け込める環境づくりを推進することについて記載 <p>P57 第3部 政策10 災害・危機に強い県づくり 施策(1) 災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化 主な取組⑫</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に情報弱者となりやすい在住外国人等の支援のため、各支援団体との連携や多言語による情報提供などの情報伝達体制づくりに取り組むことについて記載
<p><外国人ドライバーの安全対策></p> <p>○ 日本の運転免許証を保有する外国人の数は増加しており、その多くは外国免許切替によるものであるが、交通事故に占める外国人の割合も年々増加しており、外国人への交通安全対策が求められている。</p> <p>本年(2025年)10月から外国免許切替の手続きが厳格化されており、外国人との共生に向け、交通ルールの更なる理解促進を図る必要がある。</p>	<p>P55 第3部 政策9 安心して暮らせる社会 施策(3) 犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり 主な取組⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故のない社会を実現するため、県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図ることについて記載
<p>VI 新しい夢・希望</p>	
<p>1 県産品の輸出促進</p>	
<p><生産者の所得向上に資する輸出戦略></p> <p>○ 人口減少に伴い国内市場の規模が縮小する中、本県農林水産業の持続的な発展のためには農林水産物や加工食品の海外販路拡大が重要である。</p> <p>輸出に当たっては、相手国のニーズを踏まえた上で、生産量の拡大や輸出に向けた認証取得、販路開拓などに取り組む必要があり、多方面での支援が求められる。そして、最終的には生産者の所得向</p>	<p>P42 第3部 政策3 強い農林水産業 施策(2) 県食材の国内外への販路拡大 主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産物の輸出を促進するため、輸出に意欲的な産地と海外バイヤーとのマッチングや、海外量販店等におけるプロモーションの取組を通じた販路開拓を支援することについて記載

<p>上に資するよう、生産者の経営状況についても把握しながら、儲かる農業の実現に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>P43 第3部 政策4 世界に飛躍する茨城 施策(1) 世界に広がる IBARAKI ブランド 主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物や加工食品、工業製品等の輸出を促進するため、市場調査を踏まえた商品開発や国際認証の取得、海外バイヤーの需要開拓、商談等を支援することについて記載 <p>主な取組②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の市場における県産農林水産物や加工食品の販路を拡大するため、戦略的な営業活動や効果的なPRに取り組むことについて記載
<p>＜工業製品の輸出促進＞</p> <p>○ 人口減少が進行する中、成長する海外市場の需要を取り込んでいくことは、本県経済にとって重要な取組であるといえる。しかしながら、海外展開はハードルが高いと考え、取り組めずにいる企業も多い。</p> <p>県は、工業製品の輸出促進にあたっては、輸出に意欲ある中小企業を積極的に掘り起こすとともに、企業の考えや課題を丁寧にくみ取りながら、必要な支援を行っていく必要がある。</p>	<p>P43 第3部 政策4 世界に飛躍する茨城 施策(1) 世界に広がる IBARAKI ブランド 主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業製品等の輸出促進に向けて市場調査を踏まえた商品開発や国際認証の取得、海外バイヤーの需要開拓等を支援することについて記載 <p>主な取組③</p> <p>P40 第3部 政策2 新産業育成と中小企業等の成長 施策(2) 活力ある中小企業・小規模事業者の育成 主な取組⑧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争力のある製品や高い技術力を有する企業の海外展開を推進するため、官民連携の強化やビジネスマッチングの機会創出、商談のフォローアップなど、グローバルなビジネスを支援することについて記載
<p>2 若者の呼び込み</p>	
<p>＜若者の県内就職に向けた効果的な支援＞</p> <p>○ 本県では多くの若者が県外に流出している状況にあり、本県の経済成長を持続していくためにも、若者の県内就職の促進が求められる。</p> <p>そのためにも、若者が働きたいと思う企業がどのようなものなのかをしっかりと分析し、ニーズを把握した上で、学生への就職情報の発信やマッチング、企業への支援等を行っていく必要がある。</p>	<p>P74 第3部 政策18 若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城 施策(2) 若者を呼び込む茨城づくり 主な取組②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県へのUIJターンと地元就職を促進するため、大学や産業界等と連携し、県内企業の情報や魅力を発信するとともに、企業の採用力向上のための支援に取り組むことについて記載
<p>＜若者が求める企業の誘致＞ 【再掲】</p> <p>○ 県では、地域経済の発展と若者が望む質の高い雇用の創出に向け、積極的な企業誘致に取り組んでおり、県外企業立地件数は8年連続全国第1位になるなど、実績を上げているところである。</p> <p>誘致企業と若者が希望する職種とが合致するよう、引き続き、様々な分野の雇用を生み出す成長産業や本社機能など、戦略的な誘致活動を展開する必要がある。</p>	<p>P74 第3部 政策18 若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城 施策(1) 若者に魅力ある働く場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「若者に魅力ある働く場づくり」を施策に位置付け、成長産業の本社機能や研究開発拠点等の誘致やベンチャー企業の創出・育成、コンテンツ産業に係る雇用の場の確保などの取組を記載 <p>P37 第3部 政策1 質の高い雇用の創出 施策(1) 戦略的な企業誘致 主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い雇用を創出するため、今後大きな成長が見込まれる産業の本社機能や研究開発拠点、グローバル企業のフラッグシップ拠点等の戦略的な誘致に取り組むことについて記載 <p>主な取組②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用とイノベーションの創出を図るため、海外に向けた投資環境のPRや県内企業等とのビジ

	<p>ネスマッチングの機会創出により、本県に海外の優れた人材や技術を呼び込むとともに、外資系企業の誘致や対日投資の促進について記載</p> <p>P39 第3部 政策2 新産業育成と中小企業等の成長</p> <p>施策(1) 新たな産業の創出・育成と特色ある産業集積づくり</p> <p>主な取組③</p> <ul style="list-style-type: none"> ベンチャー企業の創出・育成のため、技術シーズの発掘から定着までの支援、相談体制の充実や、起業家や投資家等の交流機会を設け、新たな事業展開や国内外からの投資の呼び込みを促進し、スタートアップ・エコシステムを構築することについて記載 <p>主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> 創造性のある新産業を創出・育成するため、アニメやeスポーツなどのコンテンツ産業について、産官学が連携した特色ある教育の展開と働く場の確保等に取り組むことについて記載
<p><東京圏からの人材確保></p> <p>○ 東京への人口の一極集中により、地方では、担い手不足や、多才なキャリアを持つ人材の獲得が難しいなどの課題がある。</p> <p>この点、本県は東京圏から近いという地理的優位性があることから、地域経済の活性化に向け、東京圏の求職者への働きかけを強化するなど、人材還流を更に促進する必要がある。</p>	<p>P74 第3部 政策18 若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城</p> <p>施策(2) 若者を呼び込む茨城づくり</p> <p>主な取組②</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県へのU I Jターンを促進するため、大学や産業界等と連携し、県内企業の情報や魅力を発信するとともに、企業の採用力向上のための支援に取り組むことについて記載
<p>3 DXの推進</p>	
<p><社会課題の解決に向けたデジタル技術の活用></p> <p>○ 県内には、慢性的な道路交通渋滞が発生している地域がある。その緩和策として、渋滞情報や迂回ルートを見える化するといった取組が考えられる。</p> <p>社会全体のデジタル化は、県民生活を便利にし、暮らしを支える基盤となるものである。人口減少に伴う社会課題の解決に向け、今後さらにデジタル化の取組を推進する必要がある。</p>	<p>P78 第3部 政策20 活力を生むインフラと住み続けたくなるまち</p> <p>施策(1) 未来の交通ネットワークの整備</p> <p>主な取組④</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通の円滑化を図るため、ICTを活用した渋滞対策等を推進することについて記載
<p><行政手続のオンライン化の推進></p> <p>○ 行政手続のオンライン化には、業務の効率化や利用者の利便性向上が期待されている。しかしながら、市町村におけるオンライン化は、手続の件数が多いことや、推進体制の構築・仕様の検討など段階ごとに課題があることから、あまり進んでいない状況にある。</p> <p>そこで、県で行ったDXプロジェクトの実証実験等で得られた知見を市町村にも共有するなどし、県が先頭に立って市町村の行政手続のオンライン化を推進する必要がある。</p>	<p>P77 第3部 政策19 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</p> <p>施策(2) スマート自治体の実現に向けた取組の推進</p> <p>主な取組①</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を積極的に活用し県民サービスの向上を図るため、市町村の行政手続のオンライン化・業務効率化等を推進することについて記載
<p><自治体システム標準化に向けた財政措置></p> <p>○ 人口減少社会において、住民サービスの向上と行政運営の効率化を目指すため、2021年に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、全国の自治体は、標準化の対象となる事務について、原則として2025年度までに標準準拠</p>	<p>P77 第3部 政策19 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</p> <p>施策(2) スマート自治体の実現に向けた取組の推進</p> <p>主な取組①</p>

<p>システムへの移行を目指すこととされた。</p> <p>しかし、移行後の運用経費が当初の想定を上回る見込みとされ、特に小規模自治体では負担が大きい。そこで、自治体が安定的にシステムを運用していけるよう、運用経費に関する財政措置を国に要望していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を積極的に活用し県民サービスの向上を図るため、市町村の行政手続のオンライン化・業務効率化等を推進することについて記載
<p>4 地域への愛着の醸成、住宅確保への支援</p>	
<p><全ての県民に愛着を持ってもらえる行政運営></p> <p>○ 地域への愛着という概念には、住民であることの誇りや人とのつながりを大切に思う気持ちなどが含まれているとされ、地域への愛着の有無は、自治会活動や防災といった地域活動への参加やまちづくり活動などにも影響があるとされている。</p> <p>人口減少時代において、地域の様々な課題を乗り越えていくためには、地域を愛し、誇りに思う人づくりを進めていくことが重要である。</p> <p>そのためにも、県民の愛着度が低い要因を分析し、県民に対し本県の魅力が十分に伝わるような行政運営を行っていく必要がある。</p>	<p>P71 第3部 政策16 魅力発信 No. 1 プロジェクト 施策(2) 県民総「茨城大好き！」計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 「県民総『茨城大好き!』計画」を施策として位置付け、主な取組として、県民が郷土への誇りと愛着を持ち、本県の魅力を発信できるよう、SNS等を活用した茨城の魅力の積極的な発信や人材育成、郷土学習の充実に取り組むことについて記載
<p><誰もが安心して暮らせるための住宅支援></p> <p>○ 住宅は、人が生活していくための基盤となるものであるが、高齢や身寄りのないことを理由に入居を拒否される事例なども生じている。今後高齢化・単独世帯化が更に進む中、県民誰もが住まいを確保できるよう、県営住宅の在り方や機能についても、時代に即して変化させていく必要がある。</p>	<p>P79 第3部 政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち 施策(2) 人にやさしい、魅力あるまちづくり 主な取組②</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅セーフティネット施策への取組を促進することについて記載